

熊本県立大学
求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに対する基本方針

令和8年（2026年）9月25日
公立大学法人熊本県立大学 理事長

1 はじめに

本法人は、すべての人が尊重され、安全かつ公正な環境で採用選考を受ける権利を有していると認識しています。

本法人は、採用選考過程及び求職活動等におけるセクシュアルハラスメント（以下「就活セクハラ」といいます。）を絶対に容認せず、これを防止するため、厚生労働省の指針（厚生労働省告示第五十二号）に基づき、本書のとおり方針を定め、全教職員及び本法人の採用試験を受験するすべての方（就職活動中の方も含みます。）に周知・徹底します。

本法人は、本法人の採用試験を受験するすべての方に対する就活セクハラをいかなる形でも行わず、許さない組織であることを宣言します。

2 本法人における就活セクハラの変義

採用選考等の場において、相手方の望まない性的な言動（性的な事実関係の質問、不必要な身体的接触、食事や交際への過度な誘い、性的な要求等）を行い、不快感を与えたり、就労環境や受験環境を悪化させたりする行為を指します。面接会場だけでなく、SNS上のやり取り等も含みます。

【行為の例】

- ・ 面接中、面接官を務める社員から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じて求職活動の意欲が低下していること。
- ・ 求職者等がOB・OG訪問を行った際、OB・OGから性的な関係を求められ、求職者等が苦痛に感じて求職活動等の意欲が低下していること。

（引用元：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/foundation/harassment_list/kyushoku_sexual-hara/）

3 就活セクハラへの対応措置

本法人の教職員が就活セクハラを行ったことが確認された場合は、被害者に対する配慮のための措置を講ずるとともに、行為者には「ハラスメントの防止に関する指針」及び「懲戒処分の変針」等に基づき、厳正に対処します。

また、教職員以外の関係者が関与している場合においても、関係機関への通報や契約・取引の見直し等を含め、毅然とした対応をとります。

4 相談窓口の設置と適切な対応

（1）相談窓口

総務課総務班（人権担当）【096-321-6605】

※採用試験の種別に応じて、当該採用試験に一切無関係のハラスメント相談員を人権担当か

ら御案内させていただきます。

(2) プライバシーの保護

相談者及び関係者のプライバシーは厳重に保護されます。

(3) 不利益取扱いの禁止

就活セクハラに関して相談を行ったこと、または事実関係の確認等に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けることは一切ありません。